中央環境審議会·産業構造審議会合同会議 2007.12.7

民生用エネルギー消費と 消費者の行動パターン

村上 周三

慶應義塾大学 教授 (財)建築環境・省エネルギー機構 理事長

論点

- 1. 過去10年の教訓
- 2. 消費者の行動パターンと費用対便益
- 3. 代表的事例における検討
- 4. 消費者の自律的、非自律的な省エネ行動を 引き出す政策手段
- 5. 消費者の社会的便益への協力に向けた 自律的民間運動の支援

1 過去10年の教訓

1.1 歯止めがかからない増加傾向

- ⇒ 過去10年間、省エネ技術、省エネ政策は進歩・普及し「エネルギー効率」(Energy Efficiency) は改善
- ⇒しかし「消費総量の削減」(Energy Saving)には至っていない
- ⇒ EEからESへ

1.2 エネルギー消費に係わる主な要因

建物本体(外皮と躯体)

設備(組み込みタイプ、冷暖房、給湯など)

機器(持ち込みタイプ)

消費者の行動パターン(ライフスタイルなど)

(消費者: ここでは建築関係者の総称(ユーザー、オーナー、管理者、売買関係者等))

1.3 断熱強化や機器効率改善は、実績も上がっているし今後も一層の推進が必要

- ⇒ しかし過去10年の結果が示すように、断熱強化や機器効率 改善は有効ではあるが万能ではない
- ⇒ 増加傾向に歯止めをかけるためには消費者の一層の協力が 不可欠
- ⇒ 建物や機器の性能が向上しても、その環境下で消費者が エネルギーをジャブジャブ使用したのでは、省エネ効果は 上がらない(特に一部の商業建築について)

1.4 消費者の省エネ行動パターンを組み込んだ対策の必要性

⇒ 消費者の自律的省エネ行動の仕組みを精査した後、 規制・誘導・社会情報発信(キャンペーン)などの政策手段の発動

2 消費者の行動パターンと費用対便益

- 2.1 費用対便益から見た消費者の行動パターン
 - ⇒ 省エネ行動のインセンティブ:

 多〈の場合、「自分にとっての便益は何か?」
 - ⇒ 便益についての十分な考察の必要性

2.2 省エネに係わる消費者の便益: 「個人的便益」と「社会的便益」

2.3 個人的便益の追及

- ⇒経済的動機に基づく
- ⇒ 例えば、省エネがもたらすランニングコストの節減
- ⇒ 大変わかりやすいが、節減金額は一般に小さく (特に平均的住宅の場合)、省エネ推進のインセンティブとして 力不足
- ⇒ エネルギー価格の高騰: 費用対便益の構造に変化が 生じるか?

2.4 社会的便益への協力

- ⇒倫理的動機に基づく
- ⇒ 地球環境問題への関心の高まり
- ⇒強いインセンティブに育つ機運、 また政策支援により育てるべき

2.5 省エネがもたらす個人的便益における Energy Benefit と Non-Energy Benefit

⇒ 欧米で研究盛ん

Energy Benefit: 省エネがもたらす直接的便益

- ⇒ランニングコストの節減など
- ⇒住宅断熱の場合、暖房用支出が少ないので大きな 便益になりに〈い

Non-Energy Benefit:省エネがもたらす間接的便益

- ⇒断熱向上がもたらす)健康・快適性の向上、)耐久性の向上、)知的生産性の向上、)モラルの向上など
- ⇒環境水準向上につながる
- ⇒NEBの充実は消費者に対する強い省エネインセンティブ
- ⇒質の高い居住環境をセットにした省エネ対策

3 代表的事例における検討

3.1 住宅の場合

- ⇒低いエネルギーの消費水準
- ⇒ 平均的暖房用支出:約3万円/年·戸、 平均的光熱費:約20万円/年·戸
- ⇒ 国際比較:日本の暖房用エネルギー消費は欧米の約1/4
- ⇒ 平均的消費者にとって、例えば断熱強化の工事費を 回収できるような大きな個人的便益は発生しに〈い
- ⇒政策支援の必要性

3.2 テナントビルの場合

- ⇒ インセンティブ・スプリット
- ⇒ オーナー: 光熱費は家賃に含めて徴収するので省エネに対する関心は低く、もっぱら初期投資の節減に高い関心
- ⇒ テナント: 省エネをしてもしなくても定額家賃は変わらない
- ⇒ 賃貸住宅についても同様の構図: 建主とユーザーの分離

4 消費者の自律的、非自律的な省エネ行動を 引き出す政策手段

4.1 三つの手段:

規制

誘導(支援)

社会情報発信(キャンペーン)

4.2 規制について

- ⇒ 現在の低い消費水準(特に住宅の場合)や低廉なエネルギー価格
- ⇒ イニシャルコスト・ランニングコスト双方について、 省エネ投資のためのインセンティブは消費者に発生しに〈い
- ⇒ 初期投資の節減と、結果としての低い省エネ水準
- ⇒ 放任された市場メカニズムの限界
- ⇒ 規制の導入による非自律的な省エネ活動の推進
- ⇒ 省エネ法(1979年)の果たした大きな貢献: 但し限定された義務づけの適用範囲 (2000m²以上)

4.2 規制(続)

⇒ 省エネ法の強化:

適用対象を小規模建物まで拡大 対象建物数が大幅に増加 消費者の負担感、行政コストの増加、技術的実効性 などに関する事前検討

- ⇒ 既存建築に対する規制的手法の適用の限界(ヨーロッパも同じ): 私有財産の壁
- ⇒ 事業所単位でなく、事業者(企業)単位の規制の有効性
- ⇒ 環境配慮契約法への期待:公共建築における省エネ 投資節減に対する歯止め

4.3 誘導について(主として経済的)

- ⇒ 重要な視点:規制の補完として、消費者の自律的省エネ行動 を引き出す
- ⇒消費者にとっての低い経済的インセンティブを高めるための誘導
- ⇒**例えば、断熱改修工事の支援** (補助金、優遇税制等)
- ⇒省エネに努力した建物が優遇される仕組み∶
 -) 同時に、努力しない建主のモラルハザードを回避する仕組み
 -)大規模ビルと小規模ビルの技術格差の是正 建築分野の排出権取引の成立可能性の検討
- ⇒省エネ型の使い方/住まい方への誘導:社会情報発信との連携

4.4 社会情報発信(キャンペーン)

- ⇒ 目的: 消費者の理解と共感を得て、自律的省エネ行動を刺激
- ⇒ 有効な方法:

建物の総合環境性能の可視化:CASBEE

政令指定都市の大半で採用 CASBEE普及の理由として、EBだけでなく NEBも評価対象に含めて構造化したことが指摘される 自治体におけるCASBEE評価結果公表のインパクト

使い方/住まい方とエネルギー消費の可視化:建物躯体と空調·電気·衛生用のエネルギー消費の統合的エネルギー・シミュレーションツール

4.4 社会情報発信(続)

効率改善のための判断指標の提示: 例えば、ベンチマーク/インディケータ (建物用途別)

エネルギー消費実績の公開:住宅やオフィスのオーナーや テナントに対して、省エネに対する倫理的側面からの インセンティブを強く刺激 (罰則規定を設ける必要はない)

⇒ いずれの手段も、省エネの専門情報に関する 情報非対称の解消に貢献

5 消費者の社会的便益への協力に向けた 自律的民間運動の支援

- 5.1 地球環境問題への関心の高まり
 - ⇒ 倫理的動機に基づく省エネインセンティブ
 - ⇒ 各種のNPO、NGO等を中心とした市民レベルの自律的運動の展開
 - ⇒ 産官学による支援
- 5.2 消費者サイドからの産業界における自律的運動への 働きかけ
 - ⇒ CSR、SRI(環境金融)などの推進
- 5.3 規制、誘導、社会発信等の政策手段の効果的活用
 - ⇒ 民間における自律的運動の一層の活性化に向けて